

# 共済金をお支払いできない損害

- ① 損害の額が1万円未満または新調達価額の5%未満の損害
- ② 共済掛金等をお支払いいただく前に発生した損害
- ③ 加入者の(加入者でない方で共済金を受け取る方も含む。)またはそれらの方の法定代理人の故意または重大な過失によって発生した損害
- ④ 加入者と生計を共にする同居の親族の故意によって発生した損害
- ⑤ 運転者の故意または重大な過失によって発生した損害
- ⑥ 農作業以外の使用目的による事故によって発生した損害
- ⑦ 共済目的に存在する欠陥、摩滅、腐食、さびその他自然消耗によって発生した損害
- ⑧ 凍結(ラジエーターの冷却水の抜き忘れによる凍結破損等)によって発生した損害
- ⑨ 消耗部品にのみ発生した損害
- ⑩ 地震等によって発生した損害(地震等によって生じた火災、破裂または暴発、これらが拡大して発生した損害も含む。)  
※地震等担保特約に未加入の場合
- ⑪ 爆発性等の有害な特性またはこれらの特性に起因する事故によって生じた損害
- ⑫ 「事故が起こった場合の手続き」の通知を怠り、または故意もしくは重大な過失により不実の通知をしたり、損害調査を妨害した場合
- ⑬ 「損害防止義務」の指示に従わなかった場合
- ⑭ 「通知義務」「告知義務」または「重大事由による解除」により契約を解除した場合

## 農機具損害共済免責基準一覧

共済事故による損害のうち、以下の項目については免責割合が適用されます。

免責項目	免責内容	免責割合
①操作・使用方法による免責基準	圃場整備前や、収穫物収穫前の圃場、土中等、視野に入りにくい物が原因となる稼働中・移動中の事故	10%
	通常視野に入るもの(圃場の壁、電柱等)が原因となる稼働中・移動中の事故	20%
	無理な操作又は作業・使用方法による事故	40%
	上記以外における操作・扱い誤りが原因による事故	20%
②損害防止・整備に係る免責基準	圃場等の管理不足が原因による事故	10%
	農機具の停車・置き場所が不適正であることが原因による事故	40%
	稼働中の農機具から離れている間に発生した事故(加入者がその場ですぐに対応すれば、軽微に済んだであろう事故)	100%
	オイル・燃料等の不足や漏れが原因による事故	100%
	部品のゆるみ、キャップの締め忘れ等により生じた事故	100%
③部品に係る免責基準	本人使用の農機具の一部を巻込んだり、引っかかり発生した事故	100%
	上記以外における損害防止・整備不足が原因による事故	10%
	タイヤ、クローラ、キャタピラ等足回り部分 ※ただし、上記部分を除き、削減割合反映後の損害割合が30%以上となる大被害の場合、足回り部分に係る被害額も、損害額に含めることができる	該当部分のみ支払対象外
	その他消耗部品にのみ生じた損害 【例】各種オイル、グリス類、不凍液、エアクリーナー、燃料フィルタ、油圧オイルフィルタ、パイプ・ホース類、電球類、ヒューズ、電気配線、点火プラグ、ベルト類、植付爪、苗のせ台摺動部品、ケーブル類、かき込み類、チェーン類、刈刃、こぎ歯、受網、揉わら・カッターの刃、その他これらに類する消耗部品	支払対象外
	ユニバーサルジョイント(軸継手部分)に係る部品のみ被害	20%

※①及び②について、走行式農機具の衝突、接触、墜落及び転覆の共済事故によって損害が生じた場合には免責割合へ10%加算する。

免責項目	免責内容	免責割合
免責基準表2	事故発生通知時において既に共済目的の損害を復旧している場合及び事故発生通知が遅れたことにより、損害評価が不可能な場合	100%
	加入者が事故発生の通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき	100%
	事故発生通知の遅延による免責基準	
	事故発生通知の遅延に相当の事由があると認められ、加入者が共済事故による共済目的の損害を証明し、また当該損害箇所の復旧に係る証拠書類等がある場合	

※加入者自身が当該共済事故により重傷を負い長期入院をした場合等、特別な事由がある場合には、この基準以下の割合を適用できるものとする。

免責項目	免責内容	免責割合
免責基準表3	盗難事故における免責基準	
	共済目的が格納中で、格納場所が施錠されていない状況での盗難	20%
	共済目的が未格納の状況での盗難	40%

免責項目	免責内容	免責割合
免責基準表4	第3者との間で発生した事故のうち、加入者側の過失が50%以上と判断される場合	30%
	その他の免責基準	
	事故発生年月日を基準とし、前2年度において、同一加入者、同一機種の農機具で3回目以降の支払になる事故(ただし、稼働中の事故とする)	50%
	公道上での法律違反等による事故	100%

免責項目	免責内容	免責割合
免責基準表5	別々に定めるチェックシートで過失程度がA(甚)のもの	20%
	別々に定めるチェックシートで過失程度がB(中)のもの	10%
	別々に定めるチェックシートで過失程度がC(軽)のもの	5%

※ただし、この過失度合いが表1の免責事由の中にすでに加味されて適用されているものについては、この免責割合は適用しない。

事故が発生したら...

すぐにNOSAIまでご連絡ください。すでに復旧している等、損害評価が困難な場合は共済金のお支払いができなくなるおそれがあります。

安心のネットワーク  
**NOSAIわかやま** 和歌山県農業共済組合

- 本所 〒640-8331 和歌山市美園町五丁目1番地の1 和歌山県JAビル5階 ☎073-436-0771
- 北部支所 〒649-6531 紀の川市粉河681-2 ☎0736-73-6724
- 中部支所 〒643-0004 有田郡湯浅町湯浅1696-3 ☎0737-63-5121
- 南部支所 〒646-0027 田辺市朝日ヶ丘24-10 ☎0739-22-0833



安心のネットワーク  
**NOSAIわかやま**

## 共済金額(補償金額)

共済金額は新品価格の範囲内で5万円から1,000万円まで選択できます。

### 対象となる共済事故

衝突、接触、墜落、転覆、異物の巻き込みなど、稼働中の事故



火災、落雷、物体の落下・飛来、破裂・爆発、鳥獣害、盗難による盗取・き損、第三者行為による不可抗力のき損

台風、旋風、突風、暴風雨、洪水、豪雨、高潮、降ひょう、雪崩等の雪害、土砂崩れ、崖崩れ、地滑り、その他これらに類する自然災害  
※地震・噴火・津波は対象外



### 共済金のお支払い

$$\text{災害共済金} = (\text{損害額} - \text{免責額}) \times \frac{\text{共済金額}}{\text{新品価格}}$$

※ 原則として、罹災後は1年以内に復旧していただく必要があります。

※1 農機具を損害発生直前の状態に復旧するために要する必要最低限の費用です。

※2 ウラ面の免責基準一覧をご参照ください。

共済掛金 標準プラン(臨時費用担保特約を付した場合) 共済金額1万円あたり **62 円**

#### 臨時費用担保特約

臨時費用共済金	傷害費用共済金	
災害共済金の10%を上乗せしてお支払いします。	死亡・重大な後遺障害	30日以上入院加療
※地震・噴火・津波による被害を除く	共済金額の30%(50万円を限度)をお支払いします。	共済金額の5%(20万円を限度)をお支払いします。

地震等担保特約を追加した場合 共済金額1万円あたり **73 円**

#### 地震等担保特約

地震等の事故により損害が発生した場合に、共済金額の50%を限度に災害共済金をお支払いします。

$$\text{災害共済金} = \text{損害額} \times \frac{\text{共済金額} \times 0.5}{\text{新品価格}}$$

## 加入できる農機具

県内に在住し、農業に従事する方が所有・管理する農機具で未使用の状態で取得してから7年以内のものです。

※8年目以降のもの、および中古で購入した農機具はご加入いただけません。共済責任期間は1年間です。

種類	機種	耐用年数
原動機	モーター・ガソリンエンジン・石油エンジン・ディーゼルエンジン	
耕運整地用機具	乗用トラクター・プラウ・すき・ロータリー・ハロー・砕土機・代かき機・均平機・畝立機・溝切機・心土破碎機(バンブレイカー)・溝掘機・穴掘機・トレンチャー・中耕除草機(カルチベーター)・歩行用トラクター(動力耕うん機を含む)。 その他上記以外の耕運整地用機具	
栽培管理用機具	たい肥散布機(マニユアスプレッダー)・石灰散布機(ライムソフー)・施肥播種機・田植機・管理機・あぜ塗機・草刈機・移植機・肥料散布機・育苗機・簡易揚水機具・土つめ機・床土ふるい機・ポテトプランター・ミニプラント・肥料混合機・スピードスプレイヤー・動力噴霧機・動力散粉機・スピードダスター・土壌消毒機・誘が灯・防が灯・枝打機・剪定用カッター・防霜ファン・かんがい排水機具 その他上記以外の栽培管理用機具 ※(無人航空機を除く)	
収穫調整用機具	自脱型コンバイン・稲刈り機(バインダーを含む)・カッター・稲わら収集機(自走式のものを除く)・収穫機(苧麻・ビート・ホップ等畑作物収穫機)・掘取機(たまねぎ・特用作物・かんしょ用掘取機を含む)・つる切機・茶摘採機・花摘機・茶刈込機・野菜洗浄機・清浄機・粒選機・野菜洗浄乾燥機・乾燥用バーナー・ウインドローア・普通コンバイン・脱穀機・もみすり機・とうみ・乾燥機(穀物・特用作物・しいたけ用を含む)・選果機・ワックス処理機・米選機・ラミーはく皮機・穀物水分検定器・ひょう量器・葉たばこ自動編機・ウィンチ・ベルコン調理機・自動封かん機・チューリップ選別機・自動製函機・ツリータワー・はっか蒸留機・いも切機・干びょう製造機・精米又は精麦機(研穀機・押麦機及びひき割機を含む)。 その他上記以外の収穫調整用機具	7年
農産加工用機具	い草選別機・いわり機・畳表織機(いむしろ織り機を含む)・花むしろ織り機・い草刈取機・剪枝機・い草分割機・わら打ち機・縄ない機・縄仕上機・製筵機・蒸茶製造設備・再生茶設備 その他上記以外の農産加工用機具	
畜産用機具	フォーレージハーベスター・ヘーモア・ヘーコンディショナー・ヘーテッダー・ヘーレーキ・ヘーベラー・ヘープレス・ヘーローダー(ペールローダ・マニユアローダを含む)・ヘーカッター・ヘードライヤー・ヘーエレベーター・フォーレージプロア・サイレージデストリビューター・サイレージアンローダー・自動給餌機・自動給水機・搾乳機(ミルクカー)・牛乳冷却機・ふ卵機・ふん尿散布機・保温機・牛乳成分検定用機械・人工授精用具・育すう機・電牧装置・カウトレーナー・ふん焼却機・ふん尿乾燥機・自走式フォーレージハーベスター・自走式モアコンディショナー・自走式ヘーベラー・連続式自動牧草乾燥機・飼料粉碎機・飼料配合機・飼料成形機・カッター・脱粒機・洗卵選別機・パーンクリーナー・自動飼料かくはん機・収卵用機具	
運搬用機具	農用舟・トレーラー・運搬車・フロントローダー・単軌条用運搬機(モノレールカー)	

※ロータリー、ハロー等の付属装置は、接続する農機具本体の加入が必要です。

※販売用・試験用・研究用のものや、災害・その他共済事故が発生する確率が相当の確実さをもって見通される農機具は加入できません。